

開示窓口における法定代理人の本人開示お手続きについて

全国銀行協会
全国銀行個人信用情報センター

1. 必要書類

法定代理人が本人開示窓口において開示を受けるには、次の書類が必要となります。

ご持参いただいた書類により法定代理人であること等を確認のうえ、窓口にて備え付けの本人開示申込書に必要事項を記入いただき、開示を行います。

チェック欄	必 要 書 類	ご説明項目
<input type="checkbox"/>	本人の本人確認資料 (2点)	2. (2)
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	法定代理人の本人確認資料 (1点)	2. (3)
<input type="checkbox"/>	法定代理権を証する資料	2. (4)
<input type="checkbox"/>	開示手数料 (500円)	2. (5)

(注) 必要書類の不足、記入の不備等がある場合は、受付できません。

2. 必要書類等の内容

(1) 登録情報開示申込書

本人開示窓口にて備え付けの申込書に必要事項をご記入いただきます。

- ① ご記入いただいた住所で確認できた情報を開示しますので、前住所、前々住所等のほか、ローン等の契約をしたことのある旧勤務先住所等がある場合には、その住所と郵便番号も記入していただきます。
- ② 市町村などの合併により住居表示が変更になっている場合などには、旧住居表示も記入していただきます。
- ③ 旧氏名の開示を受けられる方は、旧氏名(カナ、漢字)を記入するとともに旧氏名を確認できる資料(戸籍謄本など)が必要となります。

(2) 本人の本人確認資料

本人確認資料は、日本国内で発行されたもので、有効期限内のものに限ります。

次の書類のうち、**いずれか2点**(氏名、生年月日、現住所が確認できるもの)をご持参下さい。

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> A. 運転免許証 B. パスポート(旅券) C. 勤務先等証明書(氏名、生年月日の記載があるものに限る) D. 住民基本台帳カード(氏名、生年月日の記載があるものに限る) E. 外国人登録証明書 F. 各種健康保険証 G. 公的年金手帳(証書) H. 福祉手帳(証書) | } | <p>有効期限内のもののコピー
(氏名、生年月日、住所がわかるようにコピーして下さい。)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> I. 戸籍謄本・抄本 J. 住民票 K. 印鑑証明書 | } | <p>発行日から3か月以内の
原本</p> |

(3) 法定代理人の本人確認資料

本人確認資料は、日本国内で発行されたもので、有効期限内のものに限ります。

- ① 次の書類のうち、**いずれか1点**（氏名、生年月日、現住所が確認できるもの）の原本をご持参下さい。
- | | | |
|---|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> A. 運転免許証 B. パスポート（旅券） C. 勤務先等証明書（氏名、生年月日の記載があるものに限る） D. 住民基本台帳カード（氏名、生年月日の記載があるものに限る） E. 外国人登録証明書 F. 各種健康保険証 G. 公的年金手帳（証書） H. 福祉手帳（証書） | } | 有効期限内のもの |
| <ul style="list-style-type: none"> I. 戸籍謄本・抄本 J. 住民票 K. 印鑑証明書 | } | 発行日から3か月以内の
原本 |
- ② 上記（2）（3）の本人確認資料をお持ちでない場合には、センターにお問い合わせ下さい。
お問い合わせ窓口 フリーダイヤル **0120-540-558**
- (※) 携帯電話、PHS等からおかけになる場合は、次のいずれかの電話番号（通話料がかかります）までお願いします。
- 東京 03-3214-5020
大阪 06-6942-1370

(4) 法定代理権を証する資料

- ① 成年後見人の場合は、法務局の登記事項証明書（「裁判所の審判書の写し+確定証明書」でも可）。
なお、旧法適用者の場合は戸籍謄本をご持参下さい。後見人が法人の場合には、法務局の「現在事項全部証明書」（記載の役員）をご持参下さい。
- ② 親権者の場合は、住民票や健康保険証等、続柄が表示されている資料のコピーをご持参下さい。
- ③ 裁判所が選任した法定代理人の場合は、裁判所の審判書の写しをご持参下さい。

(5) 開示手数料

500円を現金でご持参下さい (※)

(※) 上記手数料は、「登録情報がない」場合であっても返却いたしませんので、ご了承下さい。

3. 開示報告書

- (1) ご記入いただいた氏名・生年月日・住所で確認できた情報を開示します。
- (2) 当センターでは、次の個人信用情報機関と提携して延滞などの一部の情報について相互交流を実施しています。この交流情報を参考開示いたしますが、これはその機関に登録されている情報の一部にとどまるため、本人の情報を確認するためには各機関で本人開示を受けることをお勧めします。

提携機関の名称	提携機関の概要	ホームページ
(株)日本信用情報機構(JIC)	主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関	http://www.jicc.co.jp/
(株)シー・アイ・シー (CIC)	主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関	http://www.cic.co.jp/

以 上